

令和5年12月20日
地 域 行 政 部
住 民 記 録 ・ 戸 籍 課

戸籍法の一部改正に伴う証明書交付手数料の改定について

1 改正主旨

令和5年12月1日閣議決定され同月6日に公布された地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）に基づき、戸籍の証明書交付手数料を規定する必要があるため、世田谷区手数料条例の一部を改正する。

2 改正内容

- (1) 戸籍法の一部改正により全国市区町村の戸籍証明書・除籍証明書の交付が可能となるため、証明書交付手数料を規定する。
- (2) 戸籍法の一部改正により新たな証明書「戸籍／除籍電子証明書提供用識別符号」を発行するため、証明書交付手数料を規定する。
- (3) 世田谷区手数料条例別表第1（第2条関係）の1「戸籍の謄本手数料」の額の項目に次の証明書手数料を規定する。
 - ① 広域交付戸籍証明書 450円
 - ② 広域交付除籍証明書 750円
 - ※広域交付は謄本（全部事項証明書）のみ。
 - ③ 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 400円
 - ※符号とは行政機関が戸籍電子証明書を参照するためのパスワード。
 - ④ 除籍電子証明書提供用識別符号の発行 700円
 - ⑤ 届書等情報内容証明書 350円
 - ⑥ 届書等情報内容閲覧 350円

3 今後のスケジュール（予定）

令和5年12月 「世田谷区手数料条例の一部を改正する条例」を令和5年第2回臨時区議会に提案

令和6年3月1日 改正条例施行

4 区民等への周知

区広報紙・ホームページ・チラシにて周知する。

5 その他

本件については、条例を所管する総務部より、第2回区議会臨時会において提案する。